

京都府広域火葬計画

京都府健康福祉部
生活衛生課

第1 総則

1 目的

この計画は、「京都府地域防災計画」に基づき、災害時における被災市町村の広域火葬の円滑な実施及び遺体の適切な取扱いを確保するため、府、市町村及び火葬場設置者（墓地、埋葬等に関する法律第10条により火葬場の経営について知事の許可を受けた者をいう。以下同じ。）が行うべき基本的事項を定め、もって被災市町村における公衆衛生の確保を図ることを目的とする。

2 定義

この計画において「広域火葬」とは、大規模災害により被災した市町村（「被災市町村」という。以下同じ。）が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、当該市町村内の遺体の火葬を行うことが不可能となった場合（当該火葬場が被災して稼働できなくなった場合を含む。）において、府内及び府外の火葬場を活用して広域的に火葬を行うことをいう。

3 基本方針

府、市町村及び火葬場設置者は、死者への尊厳と遺族への配慮を失することのないよう行動することを基本とし、大規模な災害の発生時、災害対策基本法（以下「法」という。）第76条の規定に基づき交通の規制が行われることなどにより、死者の遺族が自ら又は他人に依頼して遺体を火葬場に搬送することが不可能となることが想定されることから、遺族等による火葬場への火葬の依頼、遺体の搬送等に関して適切な調整を行う。

4 府、市町村及び火葬場設置者の役割

- (1) 府は、広域火葬を円滑に実施するため、広域火葬に関する情報を一元的に管理し、必要に応じて関係者に提供するとともに、市町村、火葬場設置者及び都道府県間の調整を行うなど必要な措置を講じる。
- (2) 市町村は、広域火葬を円滑に実施するため、市町村内の情報収集と整理、報告を行う。
- (3) 火葬場設置者は、火葬場の被災状況を把握、報告するとともに、府及び市町村と連携し広域火葬の応援体制を整え積極的に対応する。

5 関西広域連合による広域応援体制との関係

この計画は、関西防災・減災プランに基づき作成された関西広域応援・受援実

施要綱と整合性を図り、これとあいまって円滑な広域火葬の実施及び遺体の適切な取扱いに対応するものとする。大規模広域災害時において、関西広域連合（関西広域連合構成団体及び連携県をいう。以下同じ。）と連携を取り、関西圏域として円滑に応援又は応援受け入れを行うこととする。

第2 平常時の対応

1 火葬場及び連絡担当部局等の把握

府は、次の事項を定期的に把握し、市町村及び火葬場設置者に情報を提供するものとする。

- (1) 府内及び関西広域連合内の火葬場に係る名称、所在地、連絡先、火葬炉数、火葬炉の型式、使用燃料、周辺交通事情その他必要な事項
- (2) 府内市町村及び関西広域連合の広域火葬に係る連絡担当部局の名称、連絡先その他必要な事項

2 広域火葬等実施体制の整備

- (1) 市町村は、災害時における遺体の取扱い、火葬実施体制、情報伝達方法等について、あらかじめ定めておくものとする。
- (2) 火葬場設置者は、災害時における火葬実施体制、情報伝達方法等について、あらかじめ定めておくものとする。
- (3) 府は、前記(1)及び(2)に関して必要な協力等を行うものとする。

3 資機材等の確保及び関係事業者との協定締結

- (1) 市町村は、次の事項について必要な措置を講じておくものとする。
 - ア 資機材等の確保
 - ・災害時に使用する遺体安置所の確保
 - ・棺、ドライアイス等遺体保存のための資機材及び作業要員の確保
 - ・災害時における火葬場までの搬送手段及び搬送経路の確保
 - イ 協定の締結
 - 災害時における資機材等の確保を目的とした葬祭業者、霊柩車運行业者等の関係事業者又は関係団体との協定の締結
- (2) 火葬場設置者は、次の事項について必要な措置を講じておくものとする。
 - ア 資機材等の確保
 - ・火葬に必要な燃料、資機材及び火葬要員の確保
 - イ 協定の締結
 - 災害時における火葬に必要な燃料及び資機材の確保を目的とした関係事業者又は関係団体との協定の締結
- (3) 府は、遺体の保存及び火葬に必要な資機材の確保並びに遺体搬送の応援に係る協定を関係事業者又は関係団体と締結し、市町村及び火葬場設置者を支援するものとする。

4 緊急通行車両の事前届出

市町村は、自ら保有する車両又は協定を締結した葬祭業者、霊柩車運行業者等の関係事業者又は関係団体が保有する車両のうち、災害時において遺体及び資機材の搬送に使用を予定する車両について、法第76条第1項に規定する緊急通行車両として府公安委員会に事前に届け出るよう努めるものとする。

5 情報伝達手順等の整備

府は、市町村、火葬場設置者及び近隣府県間の円滑な広域火葬を確保するために必要な情報伝達の手順、書類様式等をあらかじめ定めておくものとする。

6 広域火葬の訓練等

- (1) 府は、市町村等関係者に対する広域火葬計画の周知徹底に努める。
- (2) 府は、市町村、火葬場設置者等と連携して広域火葬訓練を随時行うものとする。

第3 災害発生時の対応

1 広域火葬実施体制

大規模な災害が発生し、広域火葬が必要である場合、健康福祉部生活衛生課（府災害対策本部が設置された場合は、同本部健康福祉部生活衛生班とする。）は、情報の収集、災害規模等に応じた応援可能な火葬場の選定を行い、迅速で的確な広域火葬を推進するものとする。

2 被災状況の把握

- (1) 被災市町村は、災害発生後、速やかにその区域内の死者数の把握を行い、府に報告するものとする。
- (2) 被災地域の火葬場設置者は、災害発生後、速やかに火葬場の被災状況、火葬要員の安否、出動の可能性、火葬能力等の把握を行い、府に報告するものとする。
- (3) 府は、前記(1)及び(2)の報告を取りまとめ、速やかに厚生労働省に報告するものとする。

3 広域火葬の応援要請

- (1) 被災市町村は、広域火葬が必要と判断したときは、速やかに府に広域火葬の応援を要請するものとする。
- (2) 府は、被災市町村からの要請又は自らの判断により、府内の被災していない市町村及び火葬場設置者又は関西広域連合に対し広域火葬の応援・協力を依頼

するとともに、厚生労働省にその旨を報告するものとする。

- (3) 府は、府内の火葬場及び関西広域連合だけでは広域火葬への対応が困難であると判断した場合は、速やかに厚生労働省に対して関西広域連合以外の都道府県（以下「他の都道府県」という。）への応援要請を依頼する。
- (4) 府は、前記(2)において広域火葬の実施を決定したときは、市町村、火葬場設置者及び協定締結団体に、市町村は、住民、葬祭業者等関係事業者及び関係団体に速やかにその旨を周知するものとする。
また、府は、テレビ、ラジオ放送等を活用し速やかに府民にその旨を広報するものとする。

4 火葬場の割り振り及び調整

- (1) 府は、火葬場設置者、関西広域連合及び他の都道府県の広域火葬の応援承諾状況を整理し、被災市町村ごとに火葬場の割り振りを行い、これを被災市町村に通知するとともに、応援を承諾した火葬場設置者、関西広域連合及び他の都道府県に対し応援要請の通知を行うものとする。
- (2) 被災市町村は、府の割り振りに基づき、遺体安置所及び遺族が保管している遺体について火葬場の割り振りを行い、応援を承諾した火葬場設置者と火葬の実施方法等について詳細を調整するものとする。
- (3) 被災市町村は、非常事態のため火葬が可能な火葬場が限定されていることなどを遺族に対して説明し、当該市町村が割り振られた火葬場に遺体を直接搬送することについて同意を得るよう努めるものとする。

5 火葬要員の派遣要請等

- (1) 火葬場設置者は、当該火葬要員が被災したために火葬場の稼働ができない場合は、府に対し火葬要員の手配を要請するものとする。
- (2) 府は、火葬場設置者からの要請に基づき、府内の他の火葬場設置者に火葬要員の派遣を依頼するものとする。
また、府内で対応できないと判断した場合は、関西広域連合に火葬要員の派遣の手配を要請するものとする。
- (3) 府は、府内の火葬場及び関西広域連合だけでは火葬要員の確保ができないと判断した場合は、他の都道府県に火葬要員の派遣を依頼するとともに、厚生労働省にその旨を報告するものとする。

6 火葬許可後の遺体保存対策

- (1) 被災市町村は、速やかに遺体を火葬することが困難な場合には、遺体数に応じた十分な数の遺体安置所の設置、遺体保存のために必要な資機材・搬送手段・作業要員の確保など、遺体の取扱いに関する必要な措置を講ずるものとする。
なお、交通規制が行われている場合は、遺体の保存のために必要な資機材の搬入は、緊急通行車両により行うものとする。
- (2) 被災市町村は、遺体の保存のために必要な資機材・搬送手段を確保できない場合は、府にそれらの手配を要請するものとする。

- (3) 府は、被災市町村から遺体の保存のために必要な資機材・搬送手段の手配の要請があった場合は、府内の他の市町村に対し協力を依頼するとともに、必要な時は、関係事業者又は関係団体に手配を依頼するものとする。
また、府は、府内で対応できないと判断した場合は、関西広域連合にその手配を要請するものとする。
- (4) 府は、府内及び関西広域連合だけでは対応できないと判断した場合は、自衛隊又は他の都道府県に対し遺体の保存のために必要な資機材・搬送手段の確保について協力を依頼するものとする。

7 遺体搬送手段の確保

- (1) 被災市町村は、遺体安置所から火葬場までの遺体搬送手段を確保し、効率的に搬送を行うものとする。
なお、緊急交通路として交通規制が行われている道路を通行して遺体を火葬場まで搬送する場合は、緊急通行車両として確認を受けた車両により行うものとする。
- (2) 被災市町村は、遺体搬送手段が十分に確保できない場合は、府にその手配を要請するものとする。
- (3) 府は、被災市町村から遺体搬送手段の確保の要請があった場合は、府内の他の市町村に協力を依頼するとともに、必要なときは、関係業者団体へ協力を依頼するものとする。
また、府は、府内で対応できないと判断した場合は、関西広域連合にその手配を要請するものとする。
- (4) 府は、府内及び関西広域連合だけでは対応できないと判断した場合は、自衛隊又は他の都道府県に対し遺体搬送手段の確保について協力を依頼するものとする。

8 相談窓口の設置

被災市町村は、住民からの様々な相談に対応するために設置された相談窓口において、広域火葬に関する情報の提供及び火葬の受付を行うとともに、必要に応じて遺体安置所等に広域火葬専用の相談窓口を設置するものとする。

その際、広域火葬の実施に伴う遺族による火葬場への火葬依頼の制限、火葬場までの遺体搬送における遺族の同乗制限、焼骨の受け渡し方法等について、遺族の感情を十分考慮した上で遺族等に説明するものとする。

9 災害以外の事由による遺体の火葬

被災市町村は、当該市町村の区域内の自然死、病死等災害以外の事由による遺体の火葬についても広域火葬の対象とし、相談窓口において火葬の申込みを受け付けるものとする。

10 火葬に係る特例的取扱い

市町村及び火葬場設置者は、被災市町村による迅速な火葬許可事務の実施が困難であると認められる場合には、戸籍確認の事後実施等、状況に応じた事務処理

を行うものとする。

11 火葬状況の報告

- (1) 被災市町の火葬場設置者は、近隣被災市町村から搬入した広域火葬の実績及び通常の火葬実績を災害による遺体とその他の原因による遺体とに区分して、府に日報として報告するものとする。
- (2) 広域火葬を行った火葬場設置者（前記(1)の報告を行った火葬場設置者を除く。）は、災害による遺体とその他の原因による遺体とに区別して、府に日報として報告するものとする。
- (3) 府は、前記(1)及び(2)による報告を取りまとめ、厚生労働省に報告するものとする。

12 引取者のいない焼骨の保管

被災市町村は、引取者のいない焼骨を火葬場から引き取り、引取者が現れるまでの間、遺骨保管所を設け保管するものとする。

13 広域火葬の終了

- (1) 被災市町村は、広域火葬を行う必要がなくなったときは、府にその旨を連絡するものとする。
- (2) 府は、被災市町村からの連絡又は火葬状況報告から判断し広域火葬の終了が適当と認めるときは、広域火葬を終了し、関係市町村、火葬場設置者及び関西広域連合並びに厚生労働省に連絡するものとする。

14 広域火葬等の応援

府、市町村及び火葬場設置者は、府内又は他の都道府県で大規模災害が発生した場合は、自らの判断又は被災市町村、関西広域連合、その他の都道府県及び厚生労働省からの応援要請により、速やかに応援体制を整え積極的に応援するものとする。

15 大規模な疾病の流行等への準用

この計画は、南海トラフ地震、花折断層帯地震等の大規模な災害に対応することを目的にしたものであるが、大規模な疾病の流行その他広域火葬が必要となる危機や非常事態が生じた場合においても、必要に応じてこの計画の定めるところにより対応するものとする。

附 則

この計画は、平成30年5月8日から施行する。